

# 《講演録》 明治期の専修学校における法学教育とその成果

## Ⅰ 目賀田種太郎と今村力三郎を中心に

日 高 義 博  
(学校法人専修大学理事長、法学博士)

\*本稿は、平成二八年一〇月八日、たばこと塩の博物館において開催された「目賀田種太郎と近代日本」での講演の内容をなすものである。原稿作成に際しては、専修大学大学史資料室が録音テープを反訳したものをもとに、加筆・修正を施した。

### 目次

#### 〔プロローグ〕

- Ⅰ はじめに
  - Ⅱ 明治期の法的状況と法学教育
  - Ⅲ 高等教育機関の変遷
  - Ⅳ 目賀田種太郎の役割のまとめ
  - Ⅴ 今村力三郎の役割のまとめ
  - Ⅵ まとめ・専修学校の法学教育の成果
- 〔エピローグ〕

#### 〔プロローグ〕

瀬戸口龍一（専修大学大学史資料課） それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は専修大学創立一四〇周年記念事業「目賀田種太郎と近代日本・教育者・法律家・官僚として」の記念講演会にお越しいただき誠にありがとうございます。この講演会はお手元のチラシに解説しておりますけれども、同じく専修大学創立一四〇周年記念事業の一つであります、専修大学今村法律研究室が主催する展示「「反骨」の弁護士 今村力三郎生誕一五〇周年記念展」の記念講演会でもございます。

本日は専修大学創立者の一人であります目賀田種太郎先生と明治時代の専修大学の卒業生を代表する今村力三郎先生の二人を取り上げて、明治時代の専修大学が、当時は専修学校と言いましたが、どのような法学教育を行っていたのか、またどのような成果を生み出したのかといったことを皆様にご存知いただければと思っております。

す。

目賀田先生を紹介する記念講演会は今回で三回目となります。九月二五日には長沼秀明先生から「目賀田種太郎の洋学と洋楽」と題した、目賀田種太郎のアメリカ留学時代の話をさせていただきました。一〇月二日には牛米努先生から大蔵官僚時代の目賀田種太郎先生の功績についてお話をいただきました。今回は専修大学理事長であります日高先生より法律家、そして教育家でもある目賀田先生の一面をお話いただきます。この三回の講演を合わせると、目賀田先生の多方面に活躍した生涯を知っていただけるかと思えます。

ここからは本日の司会をお願いしております今村法律研究室の室長・松岡啓祐先生にお願いいたしますが、松岡先生の略歴を簡単に紹介させていただきます。松岡先生は専修大学法学部を卒業後、早稲田大学大学院法学研究科に進学されまして、一九九四年に専修大学法学部に専任講師として入職され、現在は専修大学法科大学院の教授でいらつしやいます。ご専門は商法、会社法、金融取引法などでございます。それでは松岡先生よろしくお願いたします。

松岡啓祐（専修大学法科大学院教授） こんにちは、松岡と申します。本日はお忙しい中ご来場いただきまして誠にありがとうございます。会場にはカメラが入っております。専修大学の新聞に載せるといふことで写真撮影が入りますので御了承のほどよろしくお願いたします。

今日の日高先生の講演は、専修大学の記念事業ということで今村法律研究室という私も所属させてもらっている研究室が主催させていただいております。皆様のお手元にはレジメの中にもう一つ今村先生の大きなお写真が入ったチラシを挟ませていただいておりますが、今村力三郎という専修大学の元総長で、人権派の弁護士として非常に活躍された方がいらつしやいます。本年は、この方の生誕一五〇年記念という年にあたっております、顔写真の下に書いてございますが、専修大学では大々的にこの先生の展示会を開催しております。神田キャンパスでは六月に行いましたが、一月からも生田キャンパスのほうで、また大規模な展示を行います。関心がございますでしたら是非いらしていただければと思います。

今村先生のご略歴については、このチラシの裏側の上あたりに掲載しております。この先生が戦後の専修大学の総長で、それ以前は、人権派弁護士として色んな有名な事件を担当された方です。今、私が室長をさせていただいております研究室は、この今村先生を顕彰する研究室として活動しており、本日の記念講演会の主催もその一環となっております。

今村先生は弁護士としては、刑事訴訟を中心に担当されました。そうした訴訟記録がたくさん残っており、研究室ではそれらを刊行したりもしております。日本では今村先生が担当した昭和の大事件の一つでもある「五・一五事件」ですとか、「大逆事件」ですとか、昔の色々な事件が再び見直されようとしている状況でもあり、今村

先生も非常に注目されている状況でございます。詳しくはこの後、日高先生のほうからお話があるかと思えます。

それでは日高先生のご紹介をさせていただきます。日高先生ですが、けれども、今、専修大学の理事長をされています。ご出身は宮崎県の方で、宮崎に色々とお詳しいというか地元愛が非常に強い先生で、専門は刑法でありまして、刑法関係の論文や著書を多く出されています。司法試験審査委員も長年務められておりましたので、日本の弁護士の登竜門である司法試験を担ってこられた先生という意味合いもございます。専修大学のためにも非常に歴史を掘り起こされておられます。理事長である先生が先頭に立って色々なことをされている、そういった先生でございます。今日もこのあとのお話を楽しみにしていただければと思います。今村法律研究室の室長もされていたことがございまして、これから色々なお話が聞けるかと思えます。手元のレジメを参考にしつつ、先生のお話を聞いていただいた後、少し先生と私との間でディスカッションをします。その後、せっかく皆様いらしていただいていますので、質疑応答の時間も取っております。先生にこれを聞いてみたいということがあれば私たちの間で何かお話ができるかと思えます。ちょうど良い大きさのお部屋ですので、お話がしやすいかなと思えます。それでは日高理事長よろしく願います。

## I はじめに

### 1 課題を解き明かす難しさ

皆さん、こんにちは。専修大学の日高でございます。今日は、一時間ほど時間をいただきました。レジメが皆様のお手元にあるかと思いますが、資料が三枚、レジメが二枚、計五枚あります。この資料を駆使しながらお話ししないと、とても一時間では終わらないテーマでありますので、資料を突貫工事で作りました。大変な作業でした。この講演会については、今村法律研究室と専修大学創立一四〇周年記念事業とのジョイントで行うというお話ございましたので、どういうテーマでも大丈夫だと軽く考えて「いいですよ。」と返答しました。その時にどういう課題なのか知らなかったんですが、講演会の一週間前に準備しようと思つて演題を見ましたら、大変なテーマでした。本日の演題は、法律の専門家に対して話するのは楽なのですが、法律をあまりご存知ない方々に対して、分かりやすく話すにはどうしたらいいのか迷いました。それに、副題が「目賀田種太郎と今村力三郎を中心に」と表記してあります。専修学校の時代、目賀田先生は教育をした側です。一方、今村先生はその教育を受けた側です。したがって、法学教育について両方の目線で考えなければなりません。実は、目賀田先生と今村先生の接点に言及した資料が私の探した限りではなくて、司馬遼太郎の小説並みの推測をしなければいけない領域でありました。

今回、私が読み込んだものは、『専修大学史資料集』です。『専修

『大学史資料集』は、現在、専修大学創立一五〇年に向けて二年に一回のペースで刊行をしております。その第一回目の刊行が巻数でいうと三巻ですが、その書名は、「五大法律学校の時代」というものです。この本にかなり生の資料が収集できておりまして、それを読み込みました。この『専修大学史資料集』が刊行されるようになるまでには、亡くなられた青木美智男先生（元文学部教授）、そして今主幹を務めて頂いている高木侃先生（元法学部教授）、「注平成三〇年一月に他界」、それから大学史資料課の瀬戸口龍一さんをはじめ多くの方々の大変な尽力があり、現在、随時刊行されるに至っています。第三巻の「五大法律学校の時代」は、法律を勉強した者が読みますと、興味深い資料があります。生の資料ですから学生の点数まで書いてあるんですから（笑）、大変面白い本であります。

総長でありました今村先生は、刑事弁護士として著名でありますし、資料もたくさん残っています。刑事関係については、事前に準備をしなくても、私の専門分野ですし、四〇年を超える研究生生活をしておりますので、対応できました。ただ、法律が整備される過程の中の、法学教育のあり方がどう変わっていったかを浮き彫りにしなければならぬので、難しいテーマでありました。

## 2 考察の手順

これから話す内容について、考え方の手順を説明しておきます。まず、問題を時系列に従って整理する縦糸として、日本において近代法がどういうプロセスを経て今日に至っているのかが分かっ

ている必要があります。それから、もう一つの縦糸としては、日本の高等教育機関が明治期から今日の新制大学までどのように繋がって来ているのかが分かっていることが必要です。さらに、この縦糸に対して、今日のテーマでは、目賀田先生と今村先生がどういう横串を通しておられるのかを考察することになります。いわば井桁になる部分を解析することになりますので、話が錯綜します。この縦糸と横串の関係を一覧表にしたものを作成しましたが、資料として配布しましたのでご覧になりながら話を聞いていただければ幸いです。

## II 明治期の法的状況と法学教育

### 1 近代法制の導入と法的状況

それでは、レジメの二番目であります「明治期の法的状況と法学教育」というテーマに入ります。実は、法学教育の話をするには、前提となる法制度が問題です。どのような法制度を敷いているのか、あるいは敷こうとしているのかということをも前提にしないと、法学教育のあり方は語れないのです。

#### (1) 近代法への転換

二年前になりますが、中国の四川省成都にあります四川師範大学に行きました。私の門下生である張光雲教授が四川師範大学法学院に赴任しており、日中の刑事法のシンポジウムを開催するというので、初めて成都を訪れました。シンポジウムの翌日、法学院において日本の法学教育について話してくれ

と言われましたので安請け合いをしたのですが、中国の法学部の学生に日本の法学教育の話をするとなると、やはり難しい問題がありました（日高「日本の法学教育について」『刑事法の諸問題Ⅹ』「専修大学法学研究所紀要四〇、平成二七年二月」一三三頁以下参照）。日本の法的状況と中国の法的状況とは大きな違いがありますし、法システムも違いますので、「日本では」という話をしましても、あまりインパクトがないのです。工夫をしながら話しましたが、教室を埋め尽くした人たちが熱心に聞かれ、かつ質問も多く出されたので、夕方の七時から始まった講演が数時間も続き、私が解放されたのは一〇時過ぎでありました（笑）。質問が飛び交いましたが、日本の明治期の法律の授業もこうであったかもしれないと思うような、そういう雰囲気講演会でありました。

今から時空を遡り、明治の初期から明治二〇、三〇年くらいまで一つの区切りとして、実定法の整備状況と法学教育の内容をお話します。その中で、目賀田先生と今村先生の姿を浮き彫りにしたいと思います。その中で、それができたら今日の話は盛会となるでしょうが、それができなかつたら、あるいは面白くなかつたら途中で退席されることになるでしょうから、失敗ということになります。少し堅い話にもなりますので、場合によっては、高速のエレベータに乗ったり、あるいは低速のものに乗ったりしながら、話を進めたいと思います。是非、お手元の資料を見ながら、何時代の話なのかを頭に留めながら一緒に考えていただきたいと思います。

今日では、法学部の学生であれば六法と言えば、憲法、民法、刑法、商法（会社法）、刑事訴訟法、民事訴訟法の六つを挙げるでしょう。最近では、ポケット六法の法規集を持っていても、なぜ六法なのかを説明できない学生も出て来ますので、ちょっと不安です（笑）。六法を勉強せずに法学部を卒業するのは難しい、と言いたいのですが。しかし、専修大学の前身である専修学校は、明治一三年にスタートしましたが、その頃、専修学校で勉強した学生は、六法を知らなくて当然です。明治一三年に公布されていたのは、刑法（旧刑法）と治罪法です。治罪法は、今日の刑事訴訟法です。この二つしか制定されていない時期に専修学校は、スタートしたのです。法律の上位にある憲法は、それから十年後になって初めて発布（明治三年）されました。

なぜこういう法状況であったのか、その謎解きしておく必要があるでしょう。なぜ刑法だけは早く制定されたのかと言いますと、人を殺したり、物を盗んだり、火を付けたら、これらの犯行はどの時代でも、どの国でも犯罪でありますので、これを取り締まる罰則は、時系列的に見ても古くから存在しますし、制度的に隙間を作ってはいけないからです。日本でも、明治維新直後に、資料の一頁のところを見ていただきたいと思いますが、仮刑律・新律綱領・改定律例というものができています。これらの「律」は、刑法典であります。これらの法規は、明・清の刑法典を土台に、藩の刑法を加味してできたもので、近代法ではありません。

近代法システムを採り始めた頃、有名な言葉が残っています。江藤新平の「誤訳でもいいから、早く訳せ。」（「誤訳も亦妨げず、唯速訳せよ。」）という言葉が印象的です。不平等条約を撤廃し、日本が諸外国と取引をするには、民法典が必要だし、商法典が必要で、これらの近代法が制定されていないことには、諸外国との取引のルールが成り立たないのです。不平等条約を撤廃するためにも、強制着陸ではありますが、近代法を日本に導入しなければならなかったのです。この状況では、法律用語の誤訳に構わず、ともかく法制度を作っていくという話には、真実味が出てきます。明治一三年の刑法（旧刑法）は、近代法に属しますが、日本の政府が招聘したパリ大学教授のポアソナードが手掛けた刑法草案を基にしたものです。ポアソナード草案は、フランスのナポレオン刑法を土台にしたものでありますけれども、ともかく近代法の刑法典が誕生します。また、治罪法も、明治一三年に公布されますが、フランス法を継受したものでした。

（2）法の捉え方の難しさ 近代法への転換と期を同じくして専修学校はスタートしましたが、実定法が整備されていない状況にありましたので、近代法の根底にある「法」の考え方を学生に理解させることは、大変だったと思います。実定法の段階的な整備は、政府の立法編纂作業が進むにつれて目に見える形となっていくのですが、近代法の生成を経験していないところで、「法」の捉え方を説くことは、極めて難しいことなのです。法学部の学生であって

も、「法と法律はどう違いますか。」と聞くと、「えっ。」という答えが返ってくるような問題なのです。

「法律」(Gesetz, the law, Lex) は、六法全書を開けば、見ることが出来ます。法律は、立法府である国会によって制定されたものです。これに対して、「法」(Recht, a law, ius) は、机の上に出しなさいと言っても、出せないですね。しかし、観念的ではありませんけれども、現に存在するというのが、近代法の考え方の土台になっています。近代法の法学教育のルーツをたどると、ヨーロッパの中世の法学教育に行き着きます。

法学部で勉強した人は、私の世代もそうですが、学生服に襟章を付けていましたね。今の学生は、学生服を着ませんので、襟章という言葉は死語になったかもしれませんが、私の世代では、法学部の学生は「J」の字の襟章を付けました。学籍番号もJの何番というふうでした。この「J」の頭文字は、jurisprudence（法学）の略字です。この言葉の語源は、ラテン語の ius (iusとも書きますが、本来ラテン語には) の文字がありませんでした。) にあります。この ius 「イウス」が、近代法の土台となっている「法」なのです。ius には、縛る、拘束するという意味があり、そこから人を規律する法 の概念が生まれたのです。この ius と対比するものとして、Lex という言葉がありますが、これは法律を意味します。jurisprudence に匹敵するドイツ語としては、Rechtswissenschaft という言葉がありますが、この言葉からは ius の語源を見ることはできません。む

しろ、Jura (ユラ) という言葉にラテン語の語源を見ることができません。ドイツの学生に、「君は何を勉強しているの。」と聞きますと、法学部の学生であれば「Ich studiere Jura.」と答えます。ラテン語のJuraという言葉の語尾の「a」は、複数形になっていることに大きな意味があります。つまり、人間が作った法（これを人定法と言います）と神の法の二つを勉強して、初めて法学を勉強したことになるのです。人定法は実定法であり、法律として目にすることができませんが、神の法は、直接目で見ることはできません。中世の神の法は、啓蒙期には「理性法」となって近代法の土台に据えられ、今日においても「自然法」あるいは「法の理念」として作用しています。

啓蒙思想によって生まれた近代法は、実定法の体系を形成してきましたが、制定された法律の形式的な運用によって事足りるほど完結したものではなく、法律の適用・運用に際しては、法の理念を念頭において法解釈を行う必要があります、新しい法律を制定する場合においても、法の理念に基づく立法作業が求められるのです。ヨーロッパの近代法を形だけ導入したとしても、実定法の根底に横たわっている法の理念、法思想を掌握していなくては、近代法の制度を動かすことは困難なのです。この問題を解決するには、法学教育からして転換する必要があるのです。専修大学の創立者たちは、アメリカに留学して勉強したことから、近代法制の根底に据えられている「法」が何であるかを体得していたと思います。

このことは、法制度だけではなく、教育制度においても同じです。「学制」というものが、明治五年に公布され、近代教育に移行します。これによって、日本の教育がヨーロッパの近代教育の制度に移行し、小学校から高等教育までの路線が敷かれました。これも、急激な変化であります。今日の教育制度に至るまで、一四〇年経つてようやく、あまり違和感なく制度運用がなされるようになっていきますが、法制度の転換と同様に難しい問題を内包していたのです。

(3) 裁判官心得の意味 近代法を導入する時期においては、法典を制定し法制度を段階的に整備することと平行して、法学教育を始めざるを得なかったことは、今日から見ても大変難しいものがあつたと思われれます。そうはいつても、日常生活ではトラブルが起きます。土地の所有をめぐる争い、借金返済の焦げつき、などの民事事件は、民法典がまだ制定されていないから裁判所では処理できませんとは言えないでしょう。刑事事件の場合には、明治一三年に公布された刑法典には近代法の金字塔と言われる罪刑法定主義の規定がありましたので、処罰規定がないから罪にならないと言えるのですが、民事事件の場合は、そういう切り方はできないのです。そこで、裁判所が民事事件を処理する場合の内規として「裁判官心得」というのが設けられていて、裁判官は、法規がない場合には、「条理」に基づいて事件を処理しなさいということになっていました。ここでは、実定法ではない「法」、つまり近代法の根底に

据えてある法の理念に基づき法規の隙間の事案を処理する方策が採られていたのです。しかし、この条理の実体を掌握することは、法の精神が分かっているといないと難しい問題です。

条理という言葉は、法律を学んだ人は何となく分かる言葉ですけれども、その内容を説明するとなると大変です。社会通念、常識などの言葉で説明されることもあります。アバウトな表現です。ドイツ法では、Natur der Sacheという用語がありますが、この言葉が条理と内容的に符合します。「事物の本性」と訳されますが、もののあり方を示す言葉です。法の世界であれば、法の理念（正義、衡平など）あるいは自然法性（Naturrechlichkeit）を示すこととなります。

ともかく、裁判所構成法が制定されるまでは、民事事件の裁判官は、条文がない場合には、条理に基づいて事案を解決しなければならなかったのです。その当時、事案処理にあたった裁判官のマインドは何であったかは推測の域を超えませんが、日本製であったもヨーロッパの近代法の精神を汲み取ったものであったと思います。実定法にあらざる部分を勉強しなければ、整備半ばの法制度を動かすことはできなかったでしょう。このような法状況の中で、専修学校は、制定法だけでなく、ゆくゆくは実定法化されるであろう基幹法を中心に近代法の教育を始めたのです。

## 2 専修学校における法学教育の狙い

(1) 渡米した創立者たち それでは、レジメの2)のところ

を見てください。創立者たちはどういう思いで法学教育を始め、法制度が未整備な段階で何をやるうとしたのか。この問題を説き起していきたいと思います。専修学校の創立に関わった人は多数いらっしゃいますが、創立期から大正期まで続けて踏ん張った人たちは、創立者である相馬永胤、田尻稲次郎、目賀田種太郎、駒井重格（駒井先生は明治三四年に他界されていますが）の四人であります。相馬先生は彦根藩士、田尻先生は薩摩藩士、目賀田先生は幕臣、駒井先生は桑名藩士でありました。明治維新前は敵と味方に分かれていました。倒幕派と幕臣とに分かれて戦った四人の若者が、明治維新後、太平洋を渡ってアメリカに留学し、約八年間滞在して帰国しました。目賀田先生は、途中で一度帰国し、再度渡米していますが。創立者たちは、先達の近代の学問を修得して帰国し、専修学校を創立したのですが、なぜアメリカに留学したのか、謎なんです。留学先としては、フランスだって、イギリスだって、ドイツだってあるんです。現にヨーロッパに渡った人たちもいますから。なぜアメリカ留学なのか、この点について書いた物があればハッキリするのですが、推測するしかありません。

近代法の法典を持たなかった国が近代法制を導入しようとするときに、近代法の形だけでなく、そのマインドも分かなければ、法制度を動かすことは困難です。また、ヨーロッパ法を導入するとしても、大陸法の成文法主義とイギリスの判例法主義では、実定法の重みに違いがあります。明治期の日本がヨーロッパ法を導入しよう

としている時期にあつては、ヨーロッパに留学した方が有利に思えます。もともと、ヨーロッパであつても、法制度が未整備の段階にある日本にとつては、判例法の国の法制度の方が即効性があり魅力的であるように思えます。法規、条文に隙間があつても、判例法によつて事案を処理するのであれば、柔軟に対応ができます。裁判官が作った法 (judge-made law) によつて、法の支配を実現する方法もあるのです。

このような判例法は、イギリス法が母体ではありますが、アメリカ法としても発展しました。ピューリタン革命によつて新大陸に人が移動するときに、イギリス法の考え方も持ち込まれました。アメリカ大陸に渡つた判例法の考え方は、その後変容しますが、創立者たちが留学している頃は、イギリスの判例法をどう変容させ、どう定着させるのかの、いわば実験地だつたと言えます。この実験地のアメリカに留学することは、法の変動を体験することになりますので、留学先を選ぶメリットにもなります。

それからもう一つ考えられることがあります。当時、学問の先端はヨーロッパにありました。とくに、ドイツが先端です。文系理系を問わずドイツにありました。ドイツの大学教育のポリシーとして、研究の現場に学生を突っ込んで、研究のプロセスの中で学生を育てるといふシステムを採っていました。この場合、軍資金が問題ですが、これを公的にまかなうシステムにしていたのです。ドイツの大学の財政は、ラント(州)が維持します(最近、若干例外がみら

れます)。国立というよりは、州立なのです。これは、各ラントに文化高権がありますので、高等教育機関はラントの管轄下にあるのです。したがつて、大学運営の資金は公的にまかなわれることから、政策的な観点から研究費・教育費に重点配分することも可能になりますので、いろんな分野の研究を盛んにし、その中で学生を育成する形が生まれることになりました。当時は、アメリカに限らず、いろんな国から留学生が集まっていました。アメリカの留学生は、自分の国の大学教育のやり方では、研究上の競争にはならないことを自覚し、帰国後、アメリカ型の大学院大学を立ち上げることに なります。民間の財力を集めて、研究に特化した大学院を立ち上げ、世界に発信しうる学問的な力を発揮しようとするのです。こういうアメリカの新しい教育方法の転換の時期に、専修大学の創立者たちがアメリカに留学したのは、機を得た留学だつたと言えましょう。

このような状況を、創立者たちは察知されていたのではと推測します。察知しなければ、私であれば、ドイツに行きます。やっぱドイツワインが飲みたいです(笑)。目賀田先生もイギリス、ドイツに行くチャンスがあつたのですが、アメリカに留学される決断をされた旨の一文があります。

相馬先生は、英語は人間がしゃべるんだからどうにでもなると言つて、ヘボンの辞書一冊を懐に入れて太平洋を渡つたということですが、行き先はアメリカでした。アメリカを選択された理由は、アメリカの軍制、とくに陸軍の軍制を勉強したかったのださうで

す。しかし、日本人がアメリカ合衆国の陸軍で勉強することは許可されなかったので、鮮やかな方向転換をして法律の勉強をすることになったというのです。

目賀田先生の場合も、面白いですね。田尻先生と同じく大学南校の出身ですが、ドイツ法の研究者である加藤弘之教授に教わり、加藤先生の『国法汎論』を読み、国法学を修めることが重要だと考えたそうです。箕作麟祥教授にもフランス民法、商法を教わっています。大学南校からの留学生の一人に選ばれ、加藤教授から自分の好きなところに行きなさいと言われて、アメリカ行きを選択するんです。普通だと、ドイツかフランスのいずれかだと思のですが、自分の意思で近代法の実験の地であるアメリカを選択するのですから、やはり凄いと思います。近代法の法制度を導入し、定着させるためには、何を見聞し何を学ぶかを考えられたのだと思います。

田尻先生の場合も、大学南校で勉強されていましたが、太政官の命により国費留学生としてアメリカに渡られました。大学南校の時代には、箕作麟祥や加藤弘之から近代法を教授されていましたが、留学先はアメリカなのです。田尻先生は、留学当初は、法律の勉強を深める意思であったのが、途中からレジスレーション（立法論）やエコノミックスに興味をもたれて、財政学を日本に持ち帰られました。国の仕組みを考えると、法律だけでは絶対に動かない。法律と経済・財政が連動しないと、国は動かないという思いが田尻先生にはあって、法律から経済へ視野を広げられたのだと思いま

す。

駒井先生については、時間の関係で紹介を短くしますが、田尻先生と共に経済学、財政学を修得して帰国されています。創立者たちは、明治九年五月には、コロンビアにおいて日本法律会社憲法を策定し、法律を共に勉強し、議論を重ねます。そして、帰国後は、法律学校を立ち上げて近代法について法学教育を行い、社会の屋台骨を支える人材を育成するのですが、田尻先生と駒井先生が経済学にも精通していたことから、専修学校は法律と経済を教授する学校としてスタートしました。

(2) 専修学校の法学教育の内容 専修学校は、法律科と経済科の二科編成でスタートしましたが、ここでは法律科での法学教育の内容を見てみることにします。講義科目の中で、刑法と治罪法は既に制定されていますので、実定法の講義になります。当時の刑法典（旧刑法）は、フランス刑法を継受したものであることから、フランスの刑法理論に軸足を置いた講義がなされそうですが、専修学校では、ドイツの刑法理論に軸足を置いて、日本的な変容を考慮していたように思えます。それ以外は、民法典も商法典もない段階です。から、英法を基本として講義するというものでした。創立者がアメリカに留学していることから、むしろ英米法を講義するのではなくかと思われるかもしれませんが、理財科を開設した時の募集要項を見ると、「我が学校は英法を基本としてきたけれども、これからは実定法ができたから云々」という文言があります。創立者たち



ところがテクニカルチームを使えるようになると、法律論の土俵の中で相撲が取れるようになります。法律学は概念の組み立て、つまりブロックの積み重ねですから、この概念自体が正確でない相撲が取れないのであります。創立者たちは、一から手作りやらざるを得なかったのです。

### (3) 五大法律学校の意義

五大法律学校の中で、専修学校が一番バッターです。鼻の差ですけれども、最初にスタートしました。短期間のうちに五つの法律学校ができます。どの法律学校でも、基幹法が整備されていせんから、大変な状況だったと思います。ただ、創立者たちの留学先がどこだったのか、ヨーロッパ法はどこに焦点を当てるかにより、各校の特色が出ています。フランス法を主体にした和私法律学校（法政大学）および明治法律学校（明治大学）、専修学校と同じく英法を主軸にした英吉利法律学校（中央大学）、仏法もありますが、英法系が強い東京専門学校（早稲田大学）、というような特色が見られます。

五大法律学校がスタートした後、基幹法の制定も段階的に進捗します。実定法が整備されていきます。明治二二年には大日本帝国憲法が發布され、その後、民法、商法、刑事訴訟法などの法典化がなされます。フランス法を継受するか、それともドイツ法を継受するかについて法典論争が巻き起こりました。明治二〇年代は、まさに日本の近代法が体系的に整備された法典化の時代だと言えましょう（各法典の時系列は資料参照）。基幹法が整備されますと、法学教育

の方向性も変わってきます。法典が未整備の段階で行う法学教育と法典が出揃ったところで行う法学教育では、教育の重点の置き方が違ってきます。法典が出揃うと、実定法の解釈・適用に大きな比重が置かれます。この時期に、日本の法律を教授するというアドバールンを上げたのが、日本法律学校（日本大学）です。時の流れに合った法学教育であれば補助金も多く獲得できますが、仏法教育だ英法教育だと我を張れば冷や飯を食う時代になります。法律学校スタート時の法学教育の方法も内容も、変革を迫られる時代になっていきます。

しかし、将来的にどうであったかと言いますと、専修学校のスタート時の教育理念は間違っていないかと思えます。先に述べましたように、近代法は、実定法の土台に法の理念、自然法的な考え方を置いていますので、その基礎の部分を空洞化して実定法を解釈・適用しても説得力がないのです。明治維新後、法の根底に据えるべき規範意識や価値意識を新たに組み直すには、日本語による法学教育が必要でしたし、継受比較法の視点が必要です。法典が未整備の段階から法学教育を行ってきた経験は、その後の法学教育の骨格として生きているのです。

専修大学の学風は、質実剛健、誠実力行です。この学風は、明治期から続いているもので、大正時代には校歌の中で歌われるようになります。質実剛健では女性にもてないですね。でも質実剛健です（笑）。誠実力行というのは、創立者たちが侍であったということ

しょうか。それで儲けることは得意ではないんですね(笑)。でも志は高いのです。田尻先生の場合は、本当にボロボロの服を着て平気で過ごされたので、「北雷」を雅号にされています。「キタナイ」から「北鳴り」となり「北雷」という雅号が生まれます。まさに質実剛健ですね。こういう先生たちと学生の交流はどんなものであったかは、この後、今村先生のところでお話します。

専修学校は、法典が未整備の状況にあって、いち早く近代法の法学教育をスタートし、法典編纂が終わり基幹法が制定される頃まで法的素養のある人材を輩出し続けました。六法が整備されていない時代に、裁判官、弁護士などの実務家を輩出できるだけの法学教育を行っていたことは、注目すべきことです。その後、法学教育が中断しますが、旧制大学になって法学部が設置され、創立者たちが描いた法学教育の理念が復活し、今日に至っております。

### Ⅲ 高等教育機関の変遷

近代の高等教育機関は明治期に出発しましたが、今日までどういうような変遷をたどってきているのか、若干、お話ししておきたいと思います。

(1) 教育令からのスタート 五大法律学校の一つである専修学校は、「教育令」に基づいて設置されました。教育令は明治一二年に出されていますが、専修学校は、その一年後の明治一三年に開学しました。東京府知事に私立学校開業の上申をしてスタートし

ていますので、東京府の管轄下で高等教育を始めたことになりました。五大法律学校は、いずれもこの設置形態をとっています。その後、明治一九年には「帝国大学令」が出され、私立法律学校特別監督条規により、五大法律学校は、帝国大学総長の監督下に置かれます。これは、法学教育の大きな節目の一つです。既に走っていた私学の法律学校を国が束ねたことになります。束ねるときの殺し文句ではないですけども、特別監督条規下にある法律学校については、判事登用試験の恩典を与えるというものです。恩典を与えるといても、フリーパスではなく、判事登用試験を受けやすくするというものです。代言人試験は別の制度としてありました。相馬先生あたりは、「どうしたもんじゃろうの」と頭を抱え込まれたと思うんですが(笑)。しかし、学生のことを考えると、国の政策に従うしかないでしょう。

五大法律学校が特別監督条規下に置かれた時、憲法も民法も商法も法典化されていないので、イギリス法律科、ドイツ法律科、フランス法律科に区分して教科目を編成することが求められたのです。専修学校は、イギリス法律科を組み込むことになるにしても、講義科目を単純化することは難しいことなので、苦勞の連続だったと思います。この特別監督条規も明治一二年には廃止されます。そして、同時に文部大臣が認可する特別認可学校へと制度変更され、専修学校もその指定を受けました。明治二〇年代に入りますと、法典編纂が進捗し、実定法の体系が形になりますので、法律学校におい

でも日本の実定法の教育をする必要が出てきました。極端な言い方をすれば、「うちの学校では、民事訴訟法ではなく、ニューヨーク州訴訟法をやります。」とは言わせない、「日本の民事訴訟法をやちなさい。」という流れになったのだと見るべきでしょう。帝国大学は、すでに制定された日本の法律についての法学教育にシフトしていたので、私学もみんな右に倣えという流れにあったのでしよう。

特別監督条規を廃止して、特別認可学校に移した時期に、司法官・行政官の高等試験が立ち上がっていました。特別認可学校になると、その高等試験の受験資格を与えられましたが、特別監督条規下の恩典と比べると私学には不利な取扱いとなりました。五大法律学校で勉強するメリットが少なくなっていくことから、学校運営に悩む時代に突入したのです。そんな中、専修学校は、経済科を理財科に変更し、行政官の高等試験も受験できるようにしました。創立時に経済科を開いていたメリットを活かした大転換でした。しかし、明治二四年には法律科の募集を停止し、法律科目の一部を理財科の講義科目に組み込みましたが、法学教育は旧制大学において復活することになります。

(2) 専門学校令から大学令による旧制大学へ その後、専門学校令というのができて、高等教育機関の衣替えが行われます。専修学校は、明治三六年には、専門学校令による高等教育機関になります。さらに、明治三九年には、学則を変更して専門学校令による大学となります。その後、大正二年には、名称が私立専修大学と

なり、大正八年には専修大学となります。この時期、日本全体の大学教育の統一化はなされておらず、大正七年の大学令によって旧制大学に一本化されます。専修大学が旧制大学に移行したのは、大正一年です。教育令の下では、専修学校が一番バッターでしたが、旧制大学に移行したのは、五大法律学校の中では最後の大学になってしまいました。遅れてしまった理由の一つは、財政難でした。旧制大学に移行するのに、当時のお金で五、六〇万円国庫に供託しなければならなかったのです。当時の専修大学の授業料は一年間で八八円。現在の授業料は約七三万円ですから、単純に計算すると六〇万円は五〇億円ぐらいになりました。供託する資金が準備できなければ、旧制大学が設置できないのですが、そもそも儲け主義で学校を運営していないことから、潤沢な資金はありませんね(笑)。それで、卒業生が一緒になっていろんな所から寄付を集めるのですが、ようやく資金が準備できて、旧制大学がスタートします。その翌年の大正一二年九月には、関東大震災が起きて、神田校舎は図書館の壁だけを残して全壊します。そこから、また、再生するのですから、いかに母校を支える人材が豊富だったか分かります。専修大学は、卒業生が作った大学だと言われる由縁です。

昭和二年には、旧制大学に法学部が復活します。法制度の変革の荒波にのまれて明治二四年に募集を停止した法律科が再び浮上できた背景の一つには、理財科の講義科目の中に民法、商法などの法律科目が組み込まれていたことから、法学教育のバックボーンは残っ

ていたことがあると思います。刑法は講義科目の中に入っていない（笑）、当時、法曹界で活躍している卒業生が多数いたことも大きな影響力を持っていたと思われれます。

(3) 新制大学へ 戦後、新制大学に移行する時も、大変な苦難でしたが、昭和二四年には、商経学部と法学部からなる新制大学としてスタートしました。終戦直後の昭和二〇年九月には、授業が再開されており、新制大学へと繋がったのです。それから、どういう学部編成になり、今日の人文・社会系の総合大学に発展してきたのかは、多くの方がご存知なので、これは省略して次に移ります。ここでは、教育令に基づく専修学校においていち早く法学教育を開始し、法学教育ができないという危機的状況にもめげず、専門学校から大学令に移った中で旧制大学となり、一度断念した法学教育を復活させ、新制大学へと継続して今日に至っていることを分かっていただけだと思います。その間の私学としての道のりは、決して平坦ではありませんでした。

#### IV 目賀田種太郎の役割のまとめ

続きまして、時間の配分を間違えと軟着陸できませんので（笑）。四番目に、目賀田種太郎先生がどういう役割を果たしたかということについて、お話をしたいと思います。目賀田先生の略歴は資料に書いてありますし、本日の講演が始まる前に、展示をご覧になられた方は、ほぼお分かりだと思いますので、詳しい説明は省きまし

て、若干違った角度からフォーカスを当てて話したいと思います。

(1) アメリカ留学のエピソード まず、アメリカの大学に留学された時のエピソードをお話したいと思います。このエピソードは、文書に残されているもので、私の想像ではありません。読んでみました。

目賀田先生は、大学南校からハーバード法律学校に留学されました。学位を取ってから日本に帰国し、そして再度、留学生監督としてアメリカに渡られました。その時に多くの留学生と接し、創立者たちが相集い日本法律会社憲法を作り、法律勉強のための倶楽部を立ち上げられました。話は、前後しますが、最初の留学の時、ハーバード大学に入学される時の逸話は、感動的です。

ハーバード大学に入学するためにはクリスチャンでなければならなかったのですが、目賀田先生がこの壁をどう越えたのかという逸話です。話の筋は、こういうものです。当時の文献では耶蘇教と書いてありますが、クリスチャンのことですね。面接を受けた法学部長から、「君はクリスチャンではないだろうね。」と、どっちでも取れる厳しい質問をされて、目賀田先生は、「私はクリスチャンではありませんが、クリスチャン以上に徳義を持っています。」と、切り返されたのです。次に、「これまでどういう勉強をしてきたんだ。」という質問に対しては、「ブラックストーンのコンメンタールを三回読みました。」と答えられると、「えっ、あの本を三回読んだのか。」ということで、「面接官も驚かれ、「君はクリスチャンとみな

す。」ということでも面接試験が終わったのです（笑）。古きよき時代ですね。質問の切り返しもあることながら、日本から来た志願者が、すでにブラックストーンの本を三回読んでいたというのは、当時の留学生の状況からすれば驚くしかないでしょう。

ブラックストーンのコンメンタールというのは、『註釈イギリス法』（Ser. William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, vol.1, 4, 1765-69.）とどうも全四巻の本です。この本を通して読むことさえ大変なことです。さらにまた、この本を読んでいるということは、アメリカの法学教育の根底が分かっているということなのです。先ほど、アメリカ法はイギリス法を基礎として、だんだん独自のものになっていったという話をしましたが、目賀田先生が留学された当時でも、ブラックストーンの『註釈イギリス法』にはイギリス法のコモン・ロー（common law：普通法）がほとんど書いてあることから、迷った時には必ず見るといふ本であり、いわばアメリカの法律家の聖書のようなものです。四冊から成っていますので、相当分厚いです。それを、大学に入ろうとする者がきちんと全て読んでいたというのは、凄いことなんです。もう学生のレベルを超えているのです。

私は、大学二年のとき研究者になろうと思ったんで、イギリス法もだいぶ勉強しました。刑法の本では、『ケニーの刑法大要』（Kenney's Outlines of Criminal Law, 1ed.1902, 9ed.1966.）を在学中に読みました。分厚いイギリス刑法の本ですが、一冊にすぎませ

ん。それでもテクニカルチームが分からず苦労しました。この本の中にもブラックストーンの名前が出てくるので、どんな人なのか調べたことがあります。ブラックストーンは、一七二三年に生まれて一七八〇年に亡くなっています。一八世紀のオックスフォード大学の著名な教授でしたが、アメリカに対し、イギリス法の影響を多大に与えた一人だと言われています。

イギリスは判例法の国ですから、法典が少ないです。刑法典が制定されて、十数年足らずですから、今から数えて（笑）。それまでは、例えば、殺人法とか窃盗法とかいうような個別的法律はありますが、刑法総則を規定した刑法典を持たず、総論に当たる理論的な原則は、判例法によって対応していたのです。その判例法の原典がブラックストーンのコメンタールにはあると言われている本です。目賀田先生は、渡米する前に、ブラックストーンの大作を三回も読み込まれ、英法の核心的な部分を掴み取られていたのですから、神童と言われた理由が分かります。当時、イギリス法辞典というようなものはまだないでしょうし、原文を読みながらテクニカルチームの内容を掌握していくのは難しいことです。イギリス法の根幹部分が分かっていると、読みこなせないものです。

イギリス法でよく言われます、considerationという契約の時に必ず出てくる専門用語があります。日本語では、契約の約に原因の因で「約因」と訳されていますが、概念の日本語訳が一般には分からないですね（笑）。一例ですが、日本語の語感から遠い翻訳さ

えないときに、原語の意味を理解していくというのは、大変なことです。コモン・ロー (common law) とエクイティ (equity) の関係についても、イギリス法の基礎知識なくして、いきなり原典から理解することは、やっぱり大変なことであります。ゲルダートの『イギリス法原理』(W.M. Geldart, Elements of English Law, 2ed., 1929) も学生時代に読みましたが、末延三次先生の翻訳(新版・一九六〇年)がありましたので、その本の専門用語の日本語訳と対比しながら読むことができました。もし、専門用語の日本語訳がなかったら、ケニーの刑法の本と同様、悪戦苦闘したと思います。

(2) **礼節を重んず** 目賀田先生が留学されていた頃は、日本からの留学生がまだ少ない時代です。また、日本の留学生が他の国の留学生と比較される時代でもありました。目賀田先生は、育ちが武士であり、刀を差していたこともあって、礼節を重んじられていました。どんな国に行っても礼節に生きることは通じるというのが信念でした。そして礼節をもって生活されました。留学中は、毎日八時間は勉強されたそうです。しかし、夜は勉強できなかったと、記されています。ランプを灯すお金がない。油代がないのです。それで、日の出とともに勉強を始め、日の入りまで勉強することにし(「終日机より離れず」)、身体も鍛えた(「体力がなければ死学になる」と書いてあります。この当時の人たちの身体の鍛え方は、中途半端ではないと思いますが、グラウンドを駆けることもされたそうです。健康に留意しながら、精一杯勉強し、礼節をもつ

て生活されたのです(『名士実話青年勉強法』[大正三年、実業之日本社]参照)。

(3) **学生にいかに関したか** 田尻先生にしろ、目賀田先生にしろ、相馬先生にしろ、この辺の話はいっぱいあります。この話をするとき今日はもう終わってしまいますので(笑)、目賀田先生のことだけにします。帰国後、目賀田先生が専修学校ではどういうふうに過ごされたのかということだけに絞ります。

卒業生が校友会誌を作る時に、色々なエピソードを寄せています。開学もない頃のエピソードです。目賀田先生の授業は厳しかった、しかし、分からないことを質問すると徹底して親切に教えてもらったというのです。一回生・二回生の月謝は、当時、月一円だったそうです。今、換算するとどれくらいになるか分かりませんが、学生は、みんな昼働しながら勉強し、創立者たちも、昼は官界等にあり、夜に授業をするというのが最初のスタイルなのです。学生が教材費に困ると、創立者たちは面倒をみるという親密な関係にあって、トコトン教えたのだそうです。日曜日、休日に関係なく、時間がないときは休日でも授業を行い、公務で駄目なときは、必ず土日に補講したということが書かれています。それでも、卒業した学生は、十数パーセントですから、いかに出口が厳しかったかが分かります。

(4) **私訴犯法** 最後に、目賀田先生の著書について、触れておきます。目賀田種太郎編纂『私訴犯法』(明治一六年、文学

社)が専修大学に残っていますが、この本は、目賀田先生が専修学校において講述されたものを一書に収録されたものです。本の表題からは、その内容が分かりにくいのですが、今日は、その概略を説明し、当時の講義内容の一旦を知っていただければと思います。

「私訴犯法」という文言を見て、その内容を理解することは、今では難しいかも知れません。私も、最初は付帯私訴のことかなあと思っていました。目賀田先生の本を読んで、私の推測は的外れだということが分かりました。当時としては、私訴犯法と訳すしかなかったのだと思いますが、今日では「不法行為法」と訳した方がよく分かります。

不法行為を訴訟法の側面から整理すると、私訴犯法という位置づけになるのです。つまり、犯罪の処理は、公訴(刑事手続)によって行うことから「公訴犯」、これに対して、権利侵害や損害賠償などは私訴(民事手続)によって処理するから「私訴犯」だということとです。「犯」という文言を使っていますが、犯罪の犯ではありません。ここでの「犯」はイギリス法でいう *toit* つまり不法行為です。「犯」という語感にこだわるのであれば *delict* です。ドイツ語の *Delikt* は、不法行為にも犯罪にも使いますので、「犯」の意味が良く分かります。*toit* あるいは *delict* は、ローマ法によれば、損害賠償または刑罰で償うことになっていましたので、私訴または公訴に繋がることとなります。この観点からすれば、公訴犯と私訴犯に区分けすることは、一つの見識です。目賀田先生の「私訴犯法」と

いう用語は、ラテン語やローマ法の裏付けがなされているのだと改めて思いました。

訴訟法的に見れば、私訴犯法というのは、権利侵害による損害賠償に関する法と、契約違反による損害賠償に関する法との二つの領域を包括する概念だと言えます。今日で言えば、前者が不法行為法であり、後者が債務不履行法ということになります。この本では、不法行為についての説明に重点が置かれています。おそらく、講義の重点を不法行為法に置いたのだと思います。

この本を読みますと、おそらく授業で学生に尋ねられたケースが書かれていて、その内容も具体的なのです。具体的な事実と法的な評価と結果が、ケースごとに記載されています。しかも、ケースがたくさん挙げてあります。ゲルダートの『イギリス法原理』の最後の方に「犯罪と不法行為」の記述があります。そこに書かれた内容と重なるものがありますが、時系列で考えると、むしろブラックストーンを読み込まれているので、その内容を引き出されているのではないかと思いました。当時、まだ民法典も民事訴訟法典も存在しないわけですから、ヨーロッパ法の原理を説かれたことは、大きなインパクトを有していたと思います。しかも、最先端の不法行為法と損害賠償法、それに手続法を繋げて講義をされ、その講述をまとめた本が明治一六年に刊行されたというのは、凄いパワーですね。専修学校がスタートして三年目ですからね。この本の内容を一年次に理解しなさいと言っても、逆にさよならと言われると思うんで

すね（笑）。当初の卒業率が十数パーセントというのは肯けます。この本の内容を理解するには、今の学生だったら三年ぐらいかかるかもしれません。そもそも、法典がないのですから。イギリス法、ローマ法を基礎にしたハイレベルの講義がなされていたことがわかります。

(5) 法学教育に対する思いと業績 専修学校を立ち上げた当初、創立者たちがどういう授業をやり、どういう苦勞をされたのかが、田尻・相馬先生追悼会での目賀田先生の追悼文を読むと分かります。今読み返しても万感胸に迫る思いを感じます。私が一番惹かれましたのは、目先の法律家を育てるのではなくて、法的な理念の部分、法の根幹にある部分をしっかりと理解させて、立法に携わり、裁判に携わり、そして近代法の法典を整備する人材を育てることに法学教育の目標を定めていたことです。単なる法解釈を教授する学校ではないという意気込みを感じます。法解釈の根底に据えるものを教授することから始めたのは遠見だと思えます。

目賀田先生の業績として注目すべきは、税制に関する立法に尽力されたことです。税制に関する法律が明治二九年を皮切りとして、明治三〇年代に次々に公布されます。酒造税法、葉煙草専売法、煙草専売法、相続税法、塩専売法などがそうです。明治三七年には、目賀田先生は貴族院議員になられ、専修学校に煙草専売事務員養成所が付置されています。この当時の税制の改革は、日露戦争の戦費調達とも関係していると言われますが、近代の税制が整備されたこ

とに大きな意義があります。目賀田先生が近代税制の確立に尽力されたことは、ただ今開催されています専修大学・たばこ塩の博物館共催「目賀田種太郎と近代日本」(2016.9.17-11.6)にも多数の資料が展示されていますので、それをご覧いただくことにしまして、詳細は割愛させていただきます。

〔松岡先生、あと何分いただけるでしょうか。〕

〔ちょうど終わりくらいなんです。〕

それでは、あと五分ください。五分で強制着陸しないと、パラシュートで降りることになりますので（笑）。

## V 今村力三郎の役割のまとめ

### (1) 略歴

今村力三郎先生は、専修学校の法学教育が隆盛であった時期に勉強され、直接創立者たちの教育を受けられました。資料の今村先生の箇所をご覧ください。慶応二年に長野の飯田で生まれられ、専修学校に入学されたのは明治一九年であり、卒業されたのが明治二一年です。在学中に代言人試験（弁護士試験。まだ、今のよう司法試験制度はできていません。）に合格され、卒業後は裁判官を経験された後、著名な刑事事件の弁護士として活躍されました。専修大学が新制大学に移行するときには、全財産を大学に寄付され、総長として大学再建に尽力されました。この間の事情は、皆さんもよくご存じだと思います。

### (2) 江木衷との接点

目賀田先生と今村先生との具体的な

接点について、今村先生の残された資料を調べてみましたが、はっきりしませんでした。おそらく、大学に残されている資料を丹念に見ていけば、見出せると思います。一方、今村先生と刑法学者でもあった江木衷先生との接点に関する資料は、多数あります。ここでは、江木先生との接点について、若干ですが述べておきます。江木先生は、専修学校と英吉利法律学校の両方で刑法を担当されていた。今村先生が江木先生に教わった時期には、法典論争がまだ始まっています。旧刑法はフランス刑法を継受してすでに走っていますが、江木先生はドイツ刑法理論を説いているのですから、面白いですね。明治四一年施行の現行刑法はドイツ法を継受することになるのですから、いわば法典論争の前哨戦とも言えるべき授業が行われていたと言えます。江木先生は、ドイツのベルナー (Albert

Friedrich Berner, 1818-1907. : 著書として『Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 1857.がある。』の刑法理論の影響を受けた人です。ベルナーの理論は、どちらかというと折衷的な刑法理論です。

(3) 刑制論 今村先生の卒業式での演説は、当時首席が演説をしたのだそうですが、「刑制論」というものです。『法叢』という雑誌に掲載されていますが、専修大学の図書館に残されています。この「刑制論」は、刑罰制度のシステム論を述べたものですが、江木先生の刑罰論の影響がところどころに見られます。そして、今村先生が刑事弁護人として担当された著名な刑事事件である

大逆事件、五・一五事件、神兵隊事件などの弁論にも、若き日の「刑制論」の考え方が生きています。若き日の感性というのは、やはり大切なですね。

今村先生が晩年に書かれた『法廷五十年』の中で、長年弁護士をやってきて感じられたことを書かれています。それは、刑事弁護士は、「負けるべき事件について、勝つてはいけません。勝つべき事件には、負けてはいけません。」というものです。負けるべき事件に勝つてはいけないということは、弁護人としては凄いい言葉です。この言葉を実践されたことは、やはり専修学校の法曹教育の結実だと思えます。法の理念、法の精神という土台を刑事弁護の実務においても、きちんと保持しているというのは、専修学校の法学教育が根付いている証しと言えます。

## VI まとめ―専修学校の法学教育の成果

それでは、あと二分でまとめます。専修学校の法学教育の成果は何かと言いますと、第一に、近代法の法典がまだ未整備の時代にあって、法典を編纂する原動力となる法的な考え方を学生にしみ込ませ、卒業生が実務家になってからも羅針盤となる法の理念を身に付けさせたことです。この法学教育が、裁判や立法に結び付いているのが特徴的です。

第二は、実践的教育を組み込んでいて、理論と実務の架け橋がなされていたことです。三年次から弁論学を教えているのです。訴訟

演習も行っている。この科目編成には、創立者たちがアメリカのロースクールを出ていることが活かされていると思います。法律学を実学として捉え、実務教育との連結を目指したことは、特徴的なことです。法典が整備されると、実定法の教育に重きを置かざるを得ませんが、実定法の基礎をきちんと教育することは必要なのです。

第三に、法律と経済の二本立ての教育をしたことから、高等教育制度の変動にも耐えて、専修学校から旧制大学の専修大学へと移行し、そして新制大学の専修大学に発展するバネを内包していたことです。近代国家になるためには、法律と経済の両輪を動かす人材が必要だという思いから、専修学校を立ち上げたのは、本学の特色になっていったのです。

一度途絶えた法学教育を、旧制大学の法学部として復活させる原動力は、創立者たちの思いを専修学校の卒業生たちが受け継いでいたことにあります。創立者たちの思いが卒業生に引き継がれ、そして今日まで発展した専修大学は、オーナー大学ではなく、建学の精神を担った専修人が作り続けている大学と言えましょう。予定時間をオーバーしてしまいました。これで終わります。

#### 〔エピソード〕

松岡 日高先生どうもありがとうございます。日高先生は、先ほども申し上げましたが、長らく司法試験の委員を務めておられて

いて、日本の刑法学会をリードする存在であって、なおかつ専修大学の理事長で、日本全国を普段まわられています。さらに専修大学の歴史に非常にお詳しい方ですので、今日のテーマである明治期の日本においてヨーロッパの法律を導入した頃の、こういうことを非常に蘊蓄を持って語られるという、こういう先生って滅多にいらっしゃらないので、皆様方にとっても非常に面白いお話だったと思います。

とりわけ今日ご参加されている皆様方の中には、ここの博物館の二階の奥で、この目賀田先生の生涯が展示されていますのでご覧いただいた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この目賀田先生と、今日、日高先生が比較されました、皆様方にお配りしているチラシの今村力三郎先生というお二人が、専修大学の創立と中興の祖と言いますか、二人とも非常に恩人なわけなんです、非常に対照的な方だというのが分かったかと思います。目賀田先生は官僚でいらっしゃって、実際に行ったのはアメリカで、ハーバードに長くいられたということがありますし、このたばこ塩の博物館に関して言えば、たばこ塩の税制に非常に深く関わった方として知られますね。今村先生はそうではなく、「反骨」の弁護士、人権派弁護士として活躍されてポジションを得られたという、非常に対照的なお二人だったんだというふうに思いました。日高先生には、今お話いただいたんですが、ちょっとこの後に時間を取りまして、ディスカッションという形を予定しております。お話を伺いつつ、時間で

言うところ三〇分あたりから皆様方からの質疑応答をお受けして、お話をさせていただければと思います。

準備も整ったみたいですので、先ほどの日高先生のお話の続きを聞かせていただきます。

今、先生から色々とお話をお聞きしたんですが、先生が非常に緻密なレジメを作っていたので、これを見ますと、明治の時代に日本で法律を教えるというのは、色々ありましたけれども、非常に難しかったと思います。特に文化的な衝突とか非常に多かったと思いますよね。本当にヨーロッパの法律を日本に入れていくとするのは。

先ほど先生からイギリス法の本のお話ですとか、ドイツのお話がありました。先生はドイツに非常にお詳しくて、私は英米法で商法を専門とするロースクールの教員なんですが、先生と私は対照的な法領域を勉強しております。今日のお話だと、その後の実定法ができてくる、明治期に法律を作っていくというのは、色々な意味でなかなか大変だったと思います。また、専修大学ができたときにも、二階の展示室にもあるんですけど、福沢諭吉の応援ですとか、勝海舟の色々な援助ですとかあつてですね、非常に歴史を感じました。日高先生にちょっとお聞きしたいんですが、歴史的な衝突と云いますか、文化的な衝突と云いますか、その辺はどのようにお考えなんですか。

**日高** 明治維新後は、法律を勉強する人だけでなく、日本の

国民全体が価値観の転換をしなければならなかった時代だと思えます。そして、価値観の転換の必要性を一番感じたのは留学して帰ってきた人たちだと思います。

自分の経験ですけど、一九八〇年に初めてドイツに留学しましたけれども、そこでまず感じたことはですね、味噌汁がないんです。醤油はない、美空ひばりの歌も聴こえない(笑)。こういう日常的なことからです。果たして日本って何だろうと考えました。ものの考え方も正反対の場合が多く、右の方に行くべきだと思うと、左の方に流れるのです。全く違った発想にぶつかって、しみじみ日本って何だろうと考えました。明治期に留学した人は、それ以上の文化的衝突だったと思います。

価値観をどう転換するかは、やはり問題です。福沢諭吉のように、天賦人權論を唱えて、大上段から社会的な変革をやっていくのも一つの方法ですが、創立者たちは、いわば市民のレベルから価値観の転換をやるうとして、専修学校を立ち上げ、法律の概念を日本語にしながら、高等教育を行った。この方法は、効果が出るのに長い時間を要します。スパンとしては百年先を見ないといけません。「人を樹するに百年」です。だからこそ、法律用語を日本語にし、自分の財産をはたいて教育し、そして、実務や高等教育に携わる人材を社会に送り出すことを実践したのです。創立者たちの思いは、専修大学の建学の精神として今日まで綿々と繋がっています。

価値の転換をしようとするとき、ヨーロッパの視点からすると、

礼節や信義という価値観は古いでしょうね（笑）。こういう感覚は、留学した人たちは分かっていたらと思うんですが、しかし、明治期の人々にとっては、外国で古いと言われようが身に沁みているのです。それまでの価値観を省察して、捨て去るべきでないと考えた価値を再度体系化して、外国に対抗するという気構えがないと、ヨーロッパの諸制度をかみ砕いて日本に導入することはできません。一歩間違えると、のみ込まれてしまいます。捨ててはいけぬ価値および規範を土台として外国に対抗し、日本の国のかたち、日本の法制度を構築しようとする気概があったからこそ、ヨーロッパ法を継受しても、日本的な運用ができたのだと思います。創立者たちの芯の強さ、それに礼節も信義も貫いた生き方は、立派だと思いますし、それが専修人の骨格になっているように思います。

**松岡** 実は今、日高先生がおっしゃいましたが、法律を考える際に、どういった理念で作られたのかを考えることが非常に重要で、今の日本でも理念を強調するような状況があったりします。日本はヨーロッパの法律を取り上げて導入していったんですが、さつきも日高先生のお話に出ましたように、ヨーロッパの法、例えば英米法にはキリスト教が出てくるんです。常にキリスト教が基にあるんですね。法律とキリスト教というのが一体としていっているような世の中、そういう文化的な背景があるわけです。当時、日本は法律を作ったけれども、そういう経緯がちゃんと分かっていたかどうかは今問われている状況にあるのかなと思います。

あと先生には、資料を非常に詳しく作っていただき、その一ページの上に創立者を四人紹介していただいております。今日は上から三番目の目賀田先生を中心にお話いただいたんですが、この四人の先生、日高先生は四人の先生ともよくご存じというか、研究されていらっしゃるんですが、目賀田先生だけ藩士ではなくて幕臣でいらっしゃる。一回渡米して、再度、監督として渡米されていますが、目賀田先生はほかの方と比べて、何か特徴というものはほかにありますか。

**日高** 幕臣であったということは、明治期にあつて活躍するには、精神的なバネが必要ですよ。目賀田先生は、突出していた神童だと言われましたが、まさに神童だと思います。それとともに、精神的な強さがあります。最初のアメリカ留学では、ハーバードで博士の学位を取られて帰国されています。普通であれば、もう目的を達成したとして平穏な道を歩きたいということになるでしょうが、再度、日本の留学生を束ねるため、明治政府の意向に従って渡米されています。当時の留学は厳しい状況に置かれるわけですから、私であれば学位も取ったことだし、もう少し休ませてくださいたいと思うと思います。目賀田先生は、やはり謹厳実直なんです。真面目さが過ぎるぐらいの先生ではなかったかと思えます。

それに対して田尻先生は、真面目なんです、無鉄砲（笑）、まさに質実剛健です。私は好きですけどね。相馬先生は、まさにジェントルマンです。駒井先生は、早くに亡くなくなりましたが、学者ら

しい学者だと思えます。駒井先生は、ラトガースに留学されましたが、桑名藩の藩主のご子息の随従だったので、主人が学位を取られる前に自分が学位を取るわけにはいかないと行って、学位を取得されずに帰国されますが、日本の経済学の先端の学者でした。駒井先生も、やはりサムライ精神の持主です。

**松岡** ちょうど今回のお話は、専修大学を中心にご紹介させていただいているんですが、やっぱりこれは専修大学だけではなくて、当時はどの大学でもあったことなんじゃないでしょうか。例えば、東京大学と専修大学を比較、慶応大学と比較するのでしょうか。

**日高** 目賀田先生も田尻先生も大学南校の出身ですから、東大との関係は濃いです。田尻先生は専修学校を立ち上げると、東京大学でも教鞭を執られて、財政学を講義されています。そのときの財政学の講義を聴いた学生の一人が、専修大学二代目の学長とされる阪谷芳郎先生です。創立者たちの人脈はさまざまな分野に繋がっています。教授の繋がりも、五大法律学校の間では繋がりが密です。場所的にいっても、神田にあった専大、中大、明大の間の人的交流は顕著です。とくに、刑法の場合には、研究者が少なかったですから、講義を兼務されることが多かったように思います。先ほど紹介しました江木先生もそうですが、岡田朝太郎先生も専修学校で教鞭を執られていました。

**松岡** もうそろそろ質疑応答の時間に移らなければならぬのですが、最後に一点だけお願いします。先生、資料の二ページの下

方に、明治二四年に「法律科の募集停止」という衝撃的なちょっと太い文字の箇所があります。ここで専修大学の中では、理財科の方が、法律科よりも上に置かれるという感じがありますが、今日来ていらっしゃる方は法律専門の方だけではないような感じもありますのでちょっと教えてください。法律と経済の関係はこの時期どうなっていたのでしょうか。やはり世の中は法律と経済が中心だと思うのですが、相互関係の距離を先生はどのようにお考えになりますか。

**日高** 理財科を設けた理由は、明治二年の特別認可学校規則によって講義科目の中に「理財学」が組み込まれたこと、高等試験の行政官試験を受けるためには理財学を履修していることが要求されたことにあります。開学当初からの経済科を理財科に変更することには、抵抗があったと思いますが、司法官試験についての利点が薄らいでくる状況にあつて、受験者を確保するためには、やむを得ない選択だったと思います。理財科に変更したことで、志願者は増えましたし、専修学校の新たな転換に繋がりました。法律科の方は、特別認可学校のメリットが薄れ、私学には高等試験・司法官試験の入口が厳しいものになったことから、明治二四年九月には募集停止という事態になりました。それに加え、この時期には財政的な危機がありました。当然、責任者の立場では、教員の人件費はどうするのだという話になりますけれど（笑）。そういう問題もあつて、理財科の中に法律科目を埋め込んで、ウイングを縮小したのだと思います。

**松岡** 今日の大きな主題の先生である目賀田先生ですが、資料の二ページの下にもあるように、大蔵官僚でもあったというところで、法律と経済のちょうど橋渡しのような存在であったという話がありました。専修大学の発展の大きな要因となっていたことを大変良かったなと思うとともに、ロースクールの話も色々あって、私も日高先生もロースクールの教員でもあるので色々と考えさせられました。法律の世界というのは本当に混同が激しいですね。法制度の形成に関してヨーロッパの系譜だったり、ロースクールがあったりですね。本当にありがとうございます。

**日高** 法律科は、スタートの時から創立者が勉強したロースクールを意識して設置されたと思います。法律科の卒業式には、当時著名な法律家、法曹実務家を招いて講演を聞いたり、首席の卒業生が講演するというようなことを、明治期には行っていたのです。資料の中で見つけたのですが、三好退蔵という人の名前がありました。

三好退蔵は、大審院判事、大審院長を歴任した人ですが、日向の高鍋藩の出身です。安井息軒について学んだので、相馬先生との繋がりがあります。相馬先生も安井息軒に学ばれましたので。三好退蔵は、伊藤博文に同行して、ドイツの憲法調査を行っています。そして、明治一九年七月の卒業式において、ドイツの司法試験の話をしてるんです。この資料を見て、私はビックリしました。三好は、ドイツの司法試験では二回試験があり、大学の法学部で勉強して一回目の試験を受験し、合格すると司法修習をして、二回試験を

受け、合格するとやっと裁判官資格を得ることになっており、法曹一元の制度になっていることを述べていました。この法曹育成システムは、今でも同じです。そして、当時、裁判官資格を持つている者が六〇〇人から八五〇人くらいに増えており、ベルリンのある新聞社の記者の記事では、「こんなに増えたら食えなくなる。皆さん注意してください。」という話があるというのです（笑）。これに対して、専修学校の卒業生の数は、その時には、二四、五人です。メモがないので、確定数を紹介できませんが、ともかく少なすぎる。この当時の卒業生の多くは、裁判官、弁護士等の法曹人となりました。そこで、三好は、新聞で法律学校の卒業生が増えて困ると書かれるような隆盛を極めることを祈ると、こう書いてありました。今日のロースクールの問題を見ますと、何か似たように感じるんですが、ドイツの法曹教育は、まさに実務家を育てる教育です。戦後、日本では、法学部教育において実務家教育に重きを置かなかつた。リーガルマインド（法的素養）を育てることにしたため、法学部を卒業しても司法試験に合格できませんでした。それで法科大学院を立ち上げましたが、合格者総数が目標値までにはなりませんでしたが、今は七、八千人しか集まりません。全く想像できない状況になってることを考えると、身につまされる思いがします。

**松岡** どうもありがとうございます。それでは質疑応答の時間を取っております。日高先生が作られた非常に詳しいレジメもあり

ますし、興味深い話でもありましたので、皆様からご質問をいただけたらと思います。それではお願いします。

**質問者** どうも今日はありがとうございました。資料を見ますと、目賀田種太郎の略歴のところはスペースがないから、しょうがないのですが、明治三年から明治一二年にハーバードという箇所がありますね。ここは明治三年から明治七年までがハーバード、そして七年から八年の間は、一年間か一年半の間は文部省の役人です。そして明治八年に、再度、留学生監督として渡米、ということと理解しております。それから、下のほうの明治一六年に「目賀田↓大蔵少書記官」とあります。だから資料で言えば、明治一六年からはずっと、亡くなるまで大蔵官僚なわけですよ。

私がこの資料の中で関心を持っているのは、三ページにある明治三七年の韓国政府の財政顧問という箇所です。経済関係の本や論文を読んでいきますと、ちらつちらつとこの目賀田の財政顧問時代の話が出てきます。『男爵目賀田種太郎』という本を読むと、日本が韓国を、昔は朝鮮ですか、併合するわけですが、その時にこの目賀田が財政金融なんかを全部やっているんですね。

それについて中川八洋という経済学者が、目賀田の財政金融における能力は天才懸っていた。朝鮮の経済的近代化は、目賀田という人材を得たことで進められ、亡国という奈落から救われた。韓国は一九八〇年代に世界の中心国へと大躍進したけれども、八〇年前に目賀田がしたことが大きいんだと。こういうような批評をしています。

す。今、むしろこっちのほうが有名になっていると思います。今日のお話は法学者だった、教育者だったということで、本当によく整理していただいたなと思いました。

それで一つ聞きたいのはですね、これ実は下の売店で買った本で『目賀田種太郎と近代日本』というタイトルですが、これを読むと、目賀田は勝海舟の三女と結婚しているんですね。つまり、この目賀田だけが幕臣ですよ。幕臣でここまで出世している。もしこれが薩長土肥の出身だったら、目賀田は総理大臣や大臣になっていたと思うんですね。それで、この人が勝海舟の娘さんを娶ったというの、やっぱり福地桜痴とかたくさんいた旧幕府出身のインテリ層のネットワークと言いますか、応援団と言うか、そういうものがあつたんじゃないかと想像するんですが、いかがでしょうか。以上です。

**日高** あえて展示されていることと重なる部分は話しませんでしたので、ご指摘の通りです。横のネットワークの関係を見ますと、目賀田先生だけでなく、創立者全員が色んなところに関係しています。例えば、田尻先生の奥様は、早稲田大学の総長であった大隈重信の奥様の姪だったとか、相馬先生の奥様は、スマイルズ『西国立志編』の翻訳者であった中村正直のお嬢さんだったとか、いろいろな人的関係を見出すことができます。調べると色んな関係が分かってくると思います。刑法学者の習性なのですが、事実が確認されない限り、なるべく司馬遼太郎の夢のある物語はやめようという思いも

ありまして（笑）、かなり抑えて話しています。ご指摘のところは、その通りだと思います。

**松岡** どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか？  
ご遠慮なくどうぞ。

**質問者** 先ほど私訴の話がありましたけれども、明治五年くらいですか、讒謗律が出ていますね。その点で、あの時期の法制は、今日の先ほどのお話の中でどういう位置づけになるのでしょうか。名誉毀損に対する処罰を定めた讒謗律ができて、その後は吸収されて残ってはいないのでしょうか。

**日高** 讒謗律は、確かに名誉毀損に関係する刑事法規の一つです。主に政府批判や政治活動などに対して適用が広がりました。讒謗律は、明治八年に出ていますので、旧刑法が公布される前から存在していたものです。今日では、讒謗律は廃止されており、存在しません。刑法典の名誉毀損罪により捕捉されています。刑法には特別刑法という分野がありますが、讒謗律は、特別刑法としての性格を有していたものです。

**松岡** どうもありがとうございます。そのほか何でも結構ですので、どうぞでしょうか？

**日高** 今日お話したのはメモだけで話していますので、不正確なところもあると思います。後でテープを起こして、間違っているところは修正し、不正確なところは捕捉して、活字にする予定です。今日の話で足りなかったところはお許しいただきたいと思いま

す（笑）。

**松岡** 先生、レジメの二ページの真ん中あたりに、今村力三郎の役割のまとめというのがありますが、講演の際は、最後に時間がなくなつて、あまりお話ができなかったと思うんですが、今村力三郎先生は目賀田先生と比べてどのような感じだったのでしょうか？

**日高** 今村先生は、旧制大学時代にも専修大学の理事・評議員でしたが、終戦後、旧制大学から新制大学に移行するときに、大変な尽力をされました。今村先生は、専修大学が新制大学としてスタートできるように、自分の財産を投げ打って母校のために全力投球されました。伊豆の別荘も杉並にあつた約三千坪の宅地も、家族が生活する四百坪を残して、すべて大学に寄贈されました。今村先生自身は大学建物で寝起きされ、大学で亡くなられました。専修大学の校舎から枢が出たというのは、今村先生以外にはないでしょう。貢献度としては、先ほども松岡先生が言われたように、まさに「専修大学の中興の祖」であります。創立者たちから直接教育を受け、建学の精神を法曹実務に活かし、さらに創立者たちが立ち上げた高等教育機関は如何にあるべきかという観点から、惜しみない支援をされました。また、膨大な今村力三郎訴訟記録を大学に残されており、理論と実務の架け橋が如何なるものかを示されています。我々専修人としては、足を向けて寝てはいけません。今村先生の墓碑を訪ねたら、花の一輪でも供えるべきだと私は思います。

**松岡** 日高先生は学内でも色んな今村先生の名前を付けた委員会

の委員を務めていらつしやいます。専修大学には「今村力三郎記念奨学生」とか、私が室長を務める「今村法律研究室」や、「今村記念法律事務所」があります。学内は本当に今村先生だらけです。

ほかにあと一つくらい、何かありましたらお受けします。なければ時間もありますのでこの辺で終わりにします。日高先生、今日は色々ありがとうございます。

創立者

- ・相馬永胤（嘉永3年－大正13年、1850-1924）  
彦根藩士。明治4年～12年：コロンビア法律学校、エール大学大学院に留学。法律学、経済学
- ・田尻稲次郎（嘉永3年－大正12年、1850-1923）  
薩摩藩士。明治4年～12年：エール大学、同大学院に留学。経済学、財政学
- ・目賀田種太郎（嘉永6年－大正15年、1853-1926）幕臣。明治3年～明治12年：ハーバード法律学校を卒業と同時に帰国し、再度留学生監督として渡米。法律学
- ・駒井重格（嘉永6年－明治34年、1853-1901）  
桑名藩士。明治7年～明治12年：ラトガース大、経済学

明治9年5月

コロンビアにおいて日本法律会社憲法を策定

明治5年 学制公布 近代教育への移行

明治13年

専修学校の創立。教育令（明治12年）による  
東京府知事に私立学校開業上申  
法律科、経済科の2科

相馬、目賀田→司法省附属代言人

田尻→明治14年：東京大学で理財学の講師を兼任

明治14年7月 第1回卒業式 法律科9名 経済科2名

明治15年7月 第2回卒業式 法律科16名 経済科5名

\*卒業決定率は@10数%

明治16年6月 目賀田→大蔵少書記官

明治16年7月 新学期の入学生から修業年限を3年に延長

明治19年3月 今村力三郎→専修学校入学

明治19年7月 卒業式 \*三好退蔵の祝辞

薩英戦争

戊辰戦争

- ・仮刑律 明治元年
- ・新律綱領 明治3年
- ・改定律例 明治6年

法典編纂の始まり

江藤新平「誤訳も亦妨げず、唯速約せよ。」

\*不平等条約の撤廃を求めて

<近代法 ヨーロッパ法の継受>

・旧刑法 明治13年公布、15年施行。ポアソナード草案、フランス刑法の継受

・治罪法 明治13年公布  
フランスの治罪法を継受：国家訴追主義、予審制度

[三好退蔵] 日向高鍋藩士、弘化2年（1845）生まれ。安井息軒に学ぶ。大審院判事、司法次官、大審院長。伊藤博文の憲法調査に同行してドイツを視察

明治19年3月 帝国大学令  
8月 私立法律学校特別監督条規  
\* 五大法律学校は、帝国大学総長の監督下に入る  
\* 判事登用試験に恩典  
\* 教科目の指定：イギリス法律科、フランス法律科、ドイツ法律科の区分け

明治20年1月 専修学校は特別監督条規に基づき学科目を改正、実施。校外生制度の実施  
\* 7月 卒業式 法律科15名（高橋文之助ほか）、経済科6名  
\* 加藤弘之、中村正直の祝辞

明治21年5月 特別監督条規の廃止  
明治21年6月 今村→代言人試験合格  
刑法教授 江木衷  
校長 相馬永胤

明治21年8月 特別認可学校（文部大臣の認可）の指定  
\* 高等試験（司法官、行政官）の受験資格

明治21年9月 第7回卒業式  
法律科13名 経済科11名  
今村→法律科 首席卒業  
「刑制論」の演説

明治22年7月 第8回卒業式  
法律科17名 経済科15名  
\* 箕作麟祥の祝辞

明治24年7月 卒業式  
法律科33名 理財科71名

明治24年9月 法律科の募集停止

[今村力三郎]

慶応2年（1866）、下伊那郡上飯田村（長野県飯田市）に生まれる。伴正臣大審院判事の書生をしながら専修学校法律科に学ぶ

[堀之内松十郎]

明治2年。大分県宇佐郡に生まれる。明治24年2月に校外生として入学し、同年7月、理財科に編入した。明治25年7月、理財科を卒業し11月、代言人試験に合格

加藤弘之『国法汎論』

中村正直 スマイルズ著『西国立志編』

・明治22年 大日本帝国憲法の発布

明治23年施行。プロイセンの立憲君主制を模範

・明治23年 帝国議会開設

・明治23年 旧々刑事訴訟法  
施行は明治26年

・明治23年 民法典の成案。フランス法の継受。

< 法典論争が巻き起こる >  
施行は明治29年まで延期

明治24年 目賀田→横浜税関長  
明治27年 目賀田→大蔵省主税局長  
明治36年 専門学校令による専修学校の設立認可  
明治37年 煙草専売事務員養成所を付置  
明治37年 目賀田→貴族院議員  
韓国政府財政顧問

明治39年9月 学則を改正して大学組織となる  
※専門学校令による大学

明治44年 大逆事件大審院特別刑事部判決  
大判明治44年1月18日 今村→弁護人

大正2年 私立専修大学に改称

大正3年 金剛事件第一審判決  
大正3年7月18日判決 今村→弁護人

大正8年9月 専修大学に改称  
大正11年5月 大学令による専修大学の設置認可  
旧制大学としてスタート  
\*今村→理事、評議員

昭和2年4月 法学部の設置

昭和7年 五・一五事件、血盟団事件  
昭和8年 神兵隊事件  
昭和9年 帝人事件  
今村→弁護人

昭和20年9月 授業再開  
昭和21年7月 今村→専修大学総長  
昭和24年4月 新制大学としてスタート

昭和29年6月 今村総長死去（88歳）

\*総則、物権、債権の3編は、  
明治29年に公布。

\*親族、相続の2編は、明治31  
年に公布。

\*通編の上、旧民法とする

酒造税法 明治29年  
葉煙草専売法 明治29年 施行31年  
＜日露戦争始まる＞  
煙草専売法 明治37年  
相続税法 明治38年  
塩専売法 明治38年

・現行刑法 明治40年公布、41年  
施行。ドイツ刑法継  
受

旧刑事訴訟法 大正11年公布、13  
年施行。ドイツ刑訴法の継受

大正12年9月 関東大震災

昭和20年8月 終戦